

平成24年7月3日

社会福祉法人、特例子会社等の農業分野への進出の現状と課題

(多様な主体との連携による農村地域の再生に関する平成23年度研究成果報告)

農林水産政策研究所
農福連携チーム

1. 目的

社会福祉法人、NPO法人、特例子会社等が農業関係者と連携し、農業分野及び農業関連分野における障害者⁽¹⁾の就労に向けた取組を展開している。本研究では、こうした取組の実態と課題を分析・整理し、併せて農村の維持・再生に対して期待できる効果について考察する。

2. 方法

農業分野及び農業関連分野における障害者就労に関する情報（既存研究成果、統計、アンケート調査結果等）を整理・分析するとともに、典型的な事例の実態調査を行い、取組のタイプ別に比較分析を行うことで、それぞれの取組が抱える課題、農村の維持・再生に対して期待できる効果を明らかにする。

3. 23年度成果の概要

(1) 農業分野における障害者の就労形態と研究対象

農業分野での障害者就労には、農業生産法人等で働くケースと社会福祉法人・NPO法人等の障害者福祉施設で働くケースがある（図1）。22年度は、主に社会福祉法人、NPO等の先進的な取組事例の実態調査を行ったが、23年度は、アンケート調査結果に基づく障害者福祉施設全般の取組状況と課題について整理した。

あわせて、近年、農業分野に進出している特例子会社の実態について調査・分析を行い、取組の特徴、社会福祉法人等による取組との違い、

特例子会社の農業分野への進出の強みと課題、今後の取り組み方向、今後期待できる農村の維持・再生への効果について明らかにした。

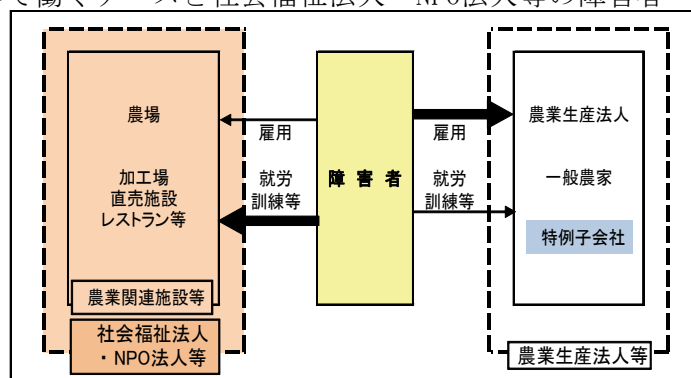


図1 農業分野における障害者就労

(2) 障害者福祉施設における農業分野の取組と課題ーアンケート分析ー

障害者福祉施設（社会福祉法人・NPO法人等）において様々な形で農業活動が取り組まれている実態について、事例レベルの紹介は比較的されているが、そうした施設における全体的な状況の把握は十分には行われていない。そこで障害者福祉施設の全国組織である「きょうされん」が実施した「障害者の農業活動に関するアンケート」結果を入手し、かかる農業活動の実態を把握することにした。

同アンケートは、「きょうされん」全事業所（1,553）を対象に、平成22年11月～翌2月に行われ、回答事業所数は692、うち有効回答数682（有効回答率44%）であり、このアンケートは、農業活動を収益活動と位置づけていない事業所や農業に取り組んでいない事業所をも含めて、広く実態を把握している点が特徴である。

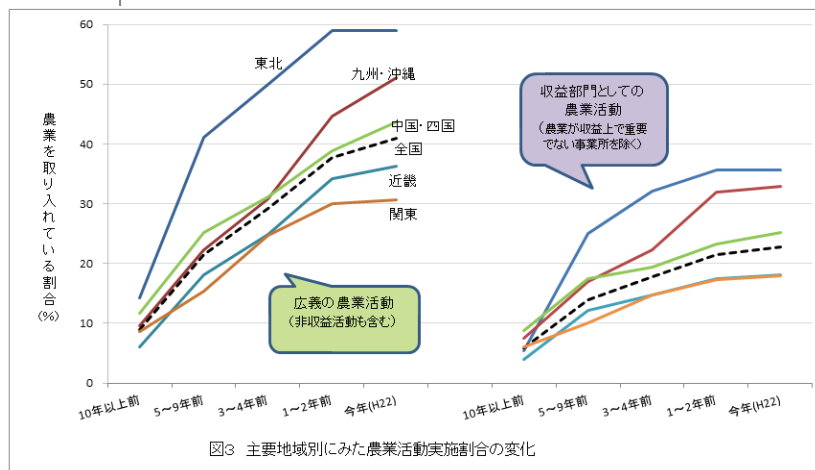
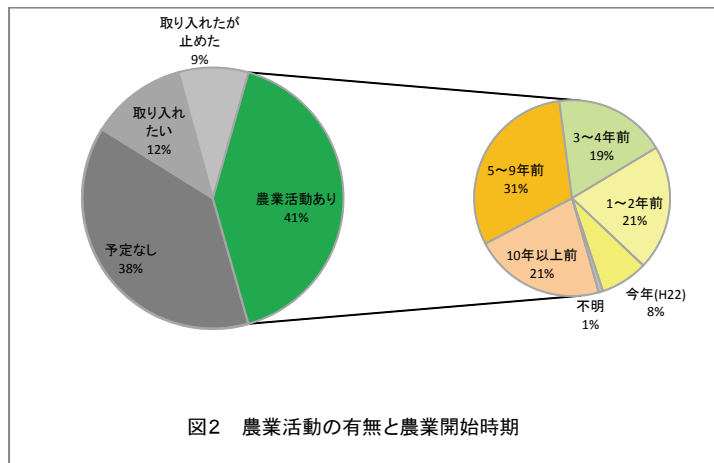
1) 農業の取組状況

図2に示したように、回答事業所のうち「農業活動を実施している」事業所が41%あり、「取り入れたが止めた」が9%、「今後取り入れたい」が12%、「今後とも予定なし」が38%となっている。農業活動を取り入れている事業所の割合は、比較的高いという実態が示された。

また、農業の開始年次に注目すると、その47%までが、4年前から調査時点（平成22年）までに取り組んでいることから、農業の取組は、比較的新しい動きと捉えることができる。

さらに、農業に取り組んでいる事業所の割合について、地域ブロック別にみると（図3）、10年以上前では各地域とも10%程度であったものが、調査時点では東北が60%程度、九州・沖縄が50%強にまで増加している。これに対して、近畿、関東では30%台にとどまっており、大きな地域差があることがわかる。

また、収益部門としての農業活動（収益事業として農業が非重要とした事業所を除いて集計）も、農業活動を実施している作業所の56%を占めており（回答事業所の23%）、地域ブロック別にみると、東北、九州・沖縄では回答事業所の30%を超える割合にまで増加している。



2) 農業活動の内容と農業を実施する理由

農業活動を行っている事業所について、農業開始年次別および収益上の位置づけ別に、活動の内容と農業を実施する理由を示した（表1）。作業内容については、「収穫農産物の販売」、「収穫農産物の加工・調理」、「機械作業」といった作業は、農業開始時期が古いほど、また、収益上の位置づけが大きいほど、実施割合が高くなっている。一方で、農業実施の理由は、開始時期が古いほど「健康・精神に好ましい」が多く、逆に「経済情勢で作業減少」は近年になるほど多くなっている。また、「借りられる農地の増加」は平成22年になって急増していることがわかる。

以上のように、農業開始年次が古い事業所ほど、農業の収益事業としての位置づけが高くなる傾向があり、近年になって農業を開始した事業所についても、農業実施の理由からみて、非農業部門の作業が減少する中で、農業へ取組が強化されている実態がみとれる。

表1 農作業の内容と農業実施理由 — 農業実施事業所に対する割合 (%) —

	農業実施事業所数	実施している農作業				農業実施の理由			
		植付け、収穫等	機械作業	収穫農産物の販売	収穫農産物の加工・調理	健康・精神に好ましい	経済情勢で作業減少	農家等の支援あり	借りられる農地の増加
全事業所	281	74.7	19.6	51.2	31.7	62.6	19.6	19.2	20.3
農業開始時期	10年以上前	61	72.1	27.9	63.9	37.7	67.2	6.6	26.2
	5~9年前	86	77.9	22.1	60.5	36.0	67.4	20.9	26.7
	3~4年前	52	75.0	15.4	44.2	36.5	59.6	23.1	13.5
	1~2年前	58	79.3	17.2	43.1	19.0	58.6	25.9	10.3
	今年(H22)	22	54.5	4.5	18.2	22.7	50.0	27.3	22.7
収益上の位置づけ	最大	39	71.8	30.8	61.5	48.7	61.5	12.8	28.2
	副次	117	75.2	26.5	59.8	37.6	61.5	28.2	19.7
	非重要	125	75.2	9.6	40.0	20.8	64.0	13.6	12.8

なお、「今後（農業を）取り入れたい」事業所は12%（81事業所）あるが、その理由として「経済情勢で作業減少」をあげている割合は24%と比較的高くなっている。

3) 農業活動を止めた理由、今後も行わない理由

事業所が農業活動を止めた理由および今後も行わない理由について、表2に示した。

農業活動を止めた理由は、「（農業の）専門スタッフ確保困難」（49%）、「（農業の）知識・技術がない」（39%）、「本人や家族の意思」（31%）、「土地がない」（29%）をあげる事業所の割合が高くなっている。また、「その他」（48%、内容については記述回答）をあげる事業所が多く、このうち、「職員の負担」が最も多く、これに上の「専門スタッフ確保困難」をあげている事業所とを合わせると66%となる。このため、農業活動を止めた理由の大半は、スタッフの確保・負担となっていることがわかる。

次に、今後とも農業活動の予定がないとしている事業所について、その理由をみると、「土地がない」（57%）、「知識・技術がない」（38%）、「専門スタッフ確保困難」（36%）、「考えたことない」（36%）の順に割合が多くなっている。

このうち「考えたことがない」とした事業所の70%までが、三大都市圏（南関東、東海、近畿）に所在しており、農業を行う条件が整っていないことなどが「考えたことがない」理由と考えられることから、「考えたことがない」と回答した事業所を除いて、農業を止めた理由、農業を（今後とも）行わない理由を集計してみたところ、農業を行わない理由は、「土地がない」64%、「知識・技術がない」（47%）、「専門スタッフ確保困難」（46%）となっている。

今後、農村部では農業者の減少と高齢化が進む中で耕作されない農地が増加していること、2009年度に農地法が改正されたことから、障害者福祉施設が農地を借り入れることは比較的容易になるため、「土地がない」という問題が解消されて、農業分野に進出する施設が増加すると見込まれる中で、「知識・技術がない」、「専門スタッフが確保できない」といった課題への対応が重要になっていくと考えられる。

表2 農業を止めた理由、農業を(今後とも)行わない理由

	事業所数	理由の割合(%)—複数回答—							
		土地がない	知識・技術がない	専門スタッフが確保できない	資金がない	本人や家族がやりたがらない	協力農家がない	考えたことがない	その他
農業を止めた	59	28.8	39.0	49.2	3.4	30.5	15.3	—	47.5
農業予定なし	261	56.7	38.3	36.0	19.9	18.8	12.6	36.0	24.5
「考えたことがない」を除く	167	64.1	46.7	45.5	23.4	24.0	15.0	—	32.3

4) 小括

以上みてきたように、回答事業所の41%が農業活動を実施しており、さらに、農業活動を実施している事業所の56%が収益部門としての農業活動を実施していた。都市部に立地する事業所が調査対象に数多く含まれていることも踏まえれば、農村地域に立地する事業所の多くが農業分野に進出している実態が、今回、明らかになった。

また、農業活動を実施している事業所の数は、近年、特に増加しており、今後、農業活動を取り入れたいという事業所が12%あることや、障害者福祉施設が農地を借り入れることが比較的容易になっていくとみられること等も踏まえれば、農業分野に進出する障害者福祉施設は、今後も着実に増加するものと見込まれる。

そうした中で、農業に関する知識や技術の取得、農業を行える専門スタッフの確保といった課題に対応するため、障害者福祉施設と地域の農業者との連携及びそうした連携構築に向けた支援がこれまで以上に求められると考えられる。

(3) 特例子会社の農業分野への進出の実態と特徴

1) 研究課題の背景・位置づけ

1976年に障害者雇用が義務化されたが⁽²⁾、法定雇用率1.8%を達成する企業の増加率が伸び悩んだことから、特例子会社制度が法制化(1987年)され、これに伴い、特例子会社設立による障害者雇用が増加してきた(2011年6月時点の特例子会社数は318社)。特例子会社は障害者の雇用環境を整備するなど一定の要件を満たし認定された会社で、雇用した障害者が親会社の障害者雇用の実績としてカウントされる。近年、障害者雇用の主役が中小企業から大企業にシフトしつつあるが、その背景として、この特例子会社の増加がある⁽³⁾。しかしながら、今なお、法定雇用率を達成する企業は半数弱(2011年6月現在45%)を占めるに過ぎない。

こうした中で、農業・食品関連分野の事業を実施している特例子会社数は2011年6月時点で60社程度(全特例子会社の2割弱)となっている。特例子会社の農業分野への進出は、社会福祉法人等よりも日が浅いものの、障害者が行える工業の下請作業等が減少し続けている中で、法定雇用率が引き上げられる動きがあること、農村における過疎化・高齢化を背景に農地の引き受け手を求める動きが増加すると考えられること等から、今後、特例子会社の農業分野への進出を後押しする環境が整いつつある。

このような状況を踏まえ、特例子会社の農業分野への進出状況について既存資料を整理・分析するとともに、農業活動を本格実施している代表事例について調査・分析を行い、かかる全体的な状況を俯瞰した上で、社会福祉法人の農業分野への進出との比較分析等を行うことで⁽⁴⁾、特例子会社特有の課題について明らかにするとともに、特例子会社の農業分野への進出の将来的な可能性について考察する。

2) 特例子会社の全体動向と農業分野の位置づけ

表3に示したように、特例子会社は1990年代までは、作業内容としては製造業が中心で、身体障害者の雇用が多かったが、2000年以降ではサービス業のウェイトが上昇するとともに、知的障害者および精神障害者の雇用が増加している。身体障害者と比較して知的障害者、精神障害者の雇用者数は少なく、特例子会社はそうした雇用の受け皿としての役割を果たしつつある。ただし、なおもって障害者雇用の職域開拓が十分に進んだと言える状況にはない。

そうした中で、農業分野の事業を実施している特例子会社は、親会社の業種は様々であるが、知的障害者、精神障害者の雇用割合が際だって高いのが特徴である(表4)。

また、2008年以降に認定された特例子会社での実態調査(政策研)によれば、農業に重点を置いた特例子会社が新規に設立される傾向にあり(従来は他の作業とあわせて農業活動を行う子会社も多かったとみられる)、あわせて、最近年に農業に参入している特例子会社では、独自の農産物販売活動を行っている企業が多いという特徴が見いださせる(農業を行っていない子会社も含め、従来は親会社からの受注に依存した販売対応が主流であった)。

表3 特例子会社における作業内容と障害者の雇用状況の変化

			計	特例子会社数			障害者雇用数 (実数)	計	障害者種類別・雇用者割合(%)						
				作業内容(複数回答)					身体				知的	精神	
				製造業	サービス業	その他			小計	視覚	聴覚	肢体	内部		
計		86	49	61	38	2,822	100.0	55.1	2.0	12.9	31.7	8.2	40.1	4.8	
認定年	1989年以前	9	9	6	3	471	100.0	89.4	1.9	11.0	52.7	23.8	10.2	0.4	
	1990～1999	28	22	18	16	846	100.0	56.4	2.1	16.4	32.9	5.0	43.3	0.4	
	2000～2004	27	12	22	10	1,005	100.0	46.2	1.7	11.6	25.8	6.2	44.7	9.2	
	2005～2010	22	6	15	9	500	100.0	38.8	2.6	11.2	21.8	3.2	53.6	7.6	

資料:「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構、<http://www.ref.jeed.or.jp/>)に掲載された特例子会社86社(2002～2010年調査)のデータに基づき作成。

注. それぞれデータは調査時(2002～2010年)のものを集計。作業内容のうち「その他」は農・林・漁業、建設業、情報通信業、運輸・物流業、金融・保健業、飲食・宿泊業、医療・福祉業、電気・ガス・水道・熱供給業の合計。

表4 農業を行っている特例子会社の特徴

区分	調査元	調査方法等	年次	特定子会社認定年	障害者雇用数	雇用者割合(%)				特定子会社の内容		
						障害種類別			親会社業種	作業内容 (★：農業、▲：緑化)	販売額に占める親会社からの受注割合(%)	
						身体	知的	精神				
特例子会社の全体状況	(社)全国重度障害者雇用事業所協会	アンケート (134社)	2003	—	2,357	100.0	66.4	33.1	0.5	サービス業61社、製造業42社	—	90%以上が108社(81%)
			2008		4,300	100.0	59.2	37.6	3.2			
農業実施特例子会社	高齢障害者雇用機構	個別ヒヤリング	2006	2001	11	100.0	0.0	100.0	0.0	外食	グリーンｸﾞ、リサイクル、洗剤充填、★花卉栽培、等	大半 (花卉等一部は市販)
			2004	2003	33	100.0	0.0	51.5	48.5	電力	印刷、商事(ノベルティ包装等)、★園芸、・メールサービス等	大半
			2004	1999	126	100.0	37.3	62.7	0.0	テーマパーク	ｸﾞﾘｰﾝｸﾞ、情報処理、マッサージ、理容、★▲花卉栽培	大半
			2004	1998	※13	100.0	0.0	100.0	0.0	製造(電機)	★花卉・苗栽培、観葉植物レンタル、▲花壇管理、有機肥料・堆肥等	(市販中心)
	農林水産政策研究所	個別ヒヤリング	2011～2012	2009	16	100.0	18.8	50.0	31.3	住宅販売	★野菜栽培、印刷、等	大半 (野菜は独自販路を拡大中)
				2008	8	100.0	0.0	87.5	12.5	製造(文具・事務用品)	★野菜(水耕)栽培	10%以下
				2011	12	100.0	0.0	58.3	41.7	製造(農業機械)	★野菜(水耕)栽培	10%以下
				2011	26	100.0	61.5	26.9	11.5	物流	★野菜(水耕)・キノコ(菌床)栽培	0%
				2010	※14	100.0	0.0	71.4	28.6	IT情報	★農作業請負	10%以下

資料: それぞれ①は高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立、運営等に関する調査研究』、②は「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構、<http://www.refjeed.or.jp/>)、③は農林水産政策研究所調査に基づき、会社HP等による追加情報を加えて作成。

注: 雇用者数の※は農業専門事業所の雇用数(当該子会社全体の数値ではない)。

3) 個別事例にみる農業活動の特徴

(ア) 調査対象事例

今回、農業を経営の中心に据えている特例子会社の中から、できるだけ多様な経営形態の企業を抽出することとし、露地野菜と施設園芸を経営している1社、水耕栽培を経営している2社、水耕栽培＋特用林産物栽培＋農産物加工という多角経営を行いつつある1社、地域の農家から農繁期等の農作業の請負を行っている1社を選出し、これら5社に対して現地実態調査を行い分析した。

- ① タマアグリ株式会社(タマホーム) <露地野菜＋施設園芸>
- ② ハートランド株式会社(コクヨ) <水耕栽培>
- ③ クボタサンベジファーム株式会社(クボタ) <〃>
- ④ 株式会社センコースクールファーム鳥取(センコー) <水耕栽培＋特用林産物＋農産物加工>
- ⑤ 株式会社ひなり(伊藤忠テクノソリューションズ) <農作業請負>

(イ) 調査対象事例の特徴

今回の調査対象企業は、いずれも親会社は従業員数が3,000人を超える大企業であり、農業を行っている特例子会社の設立が一番古いところで2008年と、設立されたばかりの企業が多くなっている(各社の概容は、参考表を参照)。

i) 雇用されている障害者とその他職員

雇用されている障害者の数については、8人から26人と幅がある(表5)。障害の種類別では、4社で知的障害者の割合が一番高く(④のみ身体障害者が一番多い)、①、③、⑤の3社は精神障害者の割合もそれぞれ31%、42%、29%と高くなっている(残りの2社も10%を超えている)。また、②は精神障害者は1人(8人中)のみであるが、障害者全体のリーダー的な役割を期待されている。今回、雇用されている障害者の障害の程度を示す等級、度数についてまで調査を行っていないため、量的には示せないものの、各社に対する調査結果を踏まえると、少なくとも農業分野に進出した特例子会社では、自力で通勤し、最低賃金に見合った作業を行える比較的障害の軽い人が比較的数量多く雇用されている状況にある。なお、雇用する障害者を公募しているケースでは、高い応募倍率(ハローワークが適性のある者に絞り込んでなお、2倍、4倍という企業があった)となっており、潜在的に

は、まだこうした農業分野に進出した特例子会社で働ける障害者が地域にかなりいるものと見込まれる。

一方、雇用した障害者を管理する職員については、いずれの企業も4～6人の規模であり、障害者の雇用者数に比べてかなり少なくなっている。③は障害者枠の雇用者12人を管理する職員が社長のほか3人いるが、いずれも障害者の管理の経験がある身体障害者が担当している点が、④は障害者をサポートする高齢者を11人雇用している点が、それぞれ特徴的である。

表5 調査対象特例子会社における障害種類別にみた障害者雇用数、その他従業員数

	障害者雇用数				その他従業員数
	障 害 種 類 別 雇 用 者 数 (割合)				
	身体障害	知的障害	精神障害		
タマアグリ ①	16 (100.0)	3 (18.8)	8 (50.0)	5 (31.3)	6
ハートランド ②	8 (100.0)	0 (0.0)	7 (87.5)	1 (12.5)	5
クボタサンベジ ファーム ③	12 (100.0)	0 (0.0)	7 (58.3)	5 (41.7)	4(うち身体障害3)
センコースクール ファーム鳥取 ④	26 (100.0)	16 (61.5)	7 (26.9)	3 (11.5)	14(うち高齢者11)
ひなり 浜松事業所 ⑤	14 (100.0)	0 (0.0)	10 (71.4)	4 (28.6)	5

資料:農林水産政策研究所調査(2011～2012年)により作成

ii) 生産した農産物の販売先

親会社が大企業であることもあって、生産した農産物の販路を独自に開拓している例が多い。①は当初JAへの出荷が大半を占めていたが、その後、近隣の食品流通・加工企業との契約栽培が5割を占める状況となっている(表6)。②、③も食品スーパーへの直接販売が中心であり、④も卸売市場の荷受け組合との契約販売が中心である(⑤は、自ら農産物を生産していない)。また、販路として、親会社グループの食堂やPR商品、ノベルティグッズに活用している例は多く、①、②、③のほか、⑤も自ら農産物を生産していないが、作業を受託している農家の農産物を親会社グループ内のノベルティグッズ等で活用している。また、収支改善のために、各社とも今後販売の拡大が計画されているが、その中で、地域の社会福祉法人や農家と連携して共同出荷に取り組んだり(②)、取り組む予定の事例(④)も見られる。

表6 調査対象特例子会社における農産物の販売先

	事業開始当初の販売先	現在の販売先	今後の販売拡大の取組
タマアグリ ①	農協を通じた出荷が大半	流通業者(契約販売)5割、卸売市場2割、直売所・学校給食2割、農協1割	廃棄部分の加工とそのネット販売、親会社のPR商品としての販売
ハートランド ②	営業畑出身の社長が量販店対応の経験を活かして販売先を開拓	スーパーチェーンの店舗向け5割。その他は百貨店、生協、親会社社員食堂向け(以上契約販売)、農協経由の市場出荷	スーパーチェーンとの更なる取引拡大(自社だけでは不足する出荷量は社会福祉法人との連携で対応)
クボタサンベジ ファーム ③	(2011年から販売開始)	スーパーチェーンの店舗向け中心。やき肉チェーン、親会社社員食堂(契約販売等)	宅配便による取り寄せ販売を計画。親会社の買取増加も期待
センコースクール ファーム鳥取 ④	水耕設備販売会社への委託	地方市場の荷受会社社が中心。一部地元ホテルにも出荷(契約販売)	荷受会社の取引拡大要望を受けた社会福祉法人等との野菜生産委託契約
ひなり 浜松事業所 ⑤	—	販売なし(ただし、作業の請負先の農家の農産物をグループ内のノベルティグッズ等で使用)	将来も販売予定なし(ただし、作業請負先の農家の販路拡大には取り組む)

資料:農林水産政策研究所調査(2011～2012年)により作成

iii) 親会社、行政からの支援

初期の投資資金や運転資金については、親会社の拠出や融資で賄っている企業がほとんどであり、前述のように、雇用した障害者の管理を行う職員等の給与についても一部もしくは全額親会社が負担しているところが多い(表7)。他方で、親会社には法定雇用率を満たせない場合の障害者雇用納付金の削減(法定雇用率を上回っている場合には調整金を受給)、会社のCSR活動としての企業イメージの向上等のメリットがあり、お互いに相互依存関係にある企業がほとんどである。

また、社会福祉法人とは異なり福祉サイドからの資金面での支援を受けられないものの、労働サイドからの雇用関係の補助金を受け取る事例（③、④）、農業生産法人化して農業サイドの補助金や融資を受ける事例（②）もみられる。また、障害者の扱いで、ジョブコーチの支援を受けている事例は多く（①、④、⑤）、農業分野以外の業務を行う特例子会社を別途持っている事例（②、③）では、障害者の扱いについて、その特例子会社が蓄積しているノウハウが活用されている。

他方、農業の情報や技術面では、農業普及員からの支援を受けている事例（①）もあるが、①も含めて多くの企業が、雇用した農業技術者、先行企業、水耕栽培のソフト面もパッケージにした施設販売企業からの支援を活用していた。

表7 親会社からの支援、親会社のメリット

		タマアグリ ①	ハートランド ②	クボタサンベジ ファーム ③	センコースクール ファーム鳥取 ④	ひなり 浜松事業所 ⑤
親会社からの支援等	社内融資(運転資金等)	○	○	○	○	○
	商品等買い上げ	○ 催事配布物(米、野菜等)	○ 一部が親会社食堂へ	○ 親会社・社員食堂 (赤土の10%未満)	×	— (販売なし)
	出向者等の人件費補助	×	○(一部)	○(一部)	○(一部)	○(全額)
親会社のメリット		納付金削減、外部委託費削減、社会貢献	社会貢献	社会貢献	社会貢献	法定雇用率達成、社会貢献

資料：農林水産政策研究所調査(2011～2012年)および既存調査報告書等により作成。

iv) 今後の事業展開

農業分野に進出した特例子会社では、収支を黒字化できていない企業が多い。このため、収益拡大のための様々な取組が行われている。

具体的には、表6にあるような生産した農産物の販売拡大のほか、①では、農閑期を活用した他部門（名刺等の印刷）の導入・拡大、周囲の農家の農産物の買入・販売、農産加工・直売が計画されている。②では、福祉施設からの野菜の買入・販売、③では、低農薬栽培による差別化と作業実習を通じた社会福祉法人との連携が既に着手されている。また、④では、地域の農家に野菜の生産やタケノコの収穫を委託し、それを加工する事業が計画されており、⑤では、複数の農家との連携による周年での業務の確保、作業を受託している農家の販売支援等が計画されている。

現在は、親会社との関係は密接であるものの、地域では比較的独立性が高い事業展開を行っている企業が多いが、以上のように収益拡大のため地域の農家、社会福祉法人、農業関連企業との連携を強化しようとしている企業も多く、今後、こうした有機的な結びつきが広がり、人的な交流、地域の農産物の販売、雇用等の増加に結びついていけば、地域の経済社会の維持・再生にも貢献していくことが期待できる状況となっている。

4) 農業分野に進出した社会福祉法人と特例子会社の比較分析結果

(ア) 特例子会社の農業分野への進出の特徴

社会福祉法人と特例子会社の農業分野への進出では、以下のように共通点もあるが、違いも見られる。このため、今後の展開方向、克服すべき課題も異なってくる。

- ① 両者とも農業の技術や情報面での支援を必要としている。ただし、社会福祉法人は、農業技術の面で、近隣農家から無償、もしくは限りなく無償に近い形で支援を受けているケースが多いが、特例子会社では、農業技術のある者を雇用したり、ノウハウを持っている企業から有償で得ているケースが多く、コスト面では違いがある。
- ② 障害者対応が専門の社会福祉法人に対して、特例子会社の場合には、親会社から役員、従業員が派遣されてくことも多く、派遣当初や幹部の人事異動時に、障害者への理解、対応の面で困難を抱えることが考えられる。
- ③ 社会福祉法人では、福祉サイドの資金面での支援を活用でき、助成金への依存度が高い。これに対して、特例子会社は、福祉サイドの支援を受けることは少ないが、親会社からの資金等の支援が期待できる。

- ④ 社会福祉法人では、職員の給与は福祉サイドからの助成金で賄われるため、障害者に対して比較的手厚い職員の配置ができるが、特例子会社では、職員の給与は会社の収益もしくは親会社の負担で賄う必要があるため、障害者に対して社会福祉法人のような手厚い職員の配置はできない⁽⁵⁾。
- ⑤ 社会福祉法人では、農業への取り組みで十分な収益を上げられず、工賃の引き上げを課題としている法人が多いのに対して、特例子会社では、収益のいかんに関わらず雇用されている障害者に最低賃金が保障されている⁽⁶⁾。
- ⑥ 農業分野においては知的障害者のシェアが高い点は、社会福祉法人、特例子会社で共通している。ただし、社会福祉法人では精神障害者のシェアが1割強であるのに対して⁽⁷⁾、特例子会社では、そのシェアが3割、4割を占める企業もある（特例子会社では、職員を数多く雇用できないため、知的障害者への指導役を期待して雇用する例がみられる）。
- ⑦ 社会福祉法人では、他の作業から農作業へ徐々にシフトさせることで障害者の人数や能力に合わせた作業を実現している事例が多かったが、特例子会社では、最初に雇用する障害者の人数を決めて事業を開始したため、設立当初に、その人数と能力に見合った生産体制をすぐには実現できず苦勞している事例もみられる。
- ⑧ 自ら農産物を生産している社会福祉法人、特例子会社共に、販路の確保で苦勞している例が多い。この点は、一年に十数作以上の生産が可能な水耕栽培でより顕著な課題となっている。他方で、販路の確保や拡大については、親会社グループの営業ノウハウ、人的コネクション等を活用できる特例子会社の方が、社会福祉法人に比べて、より積極的な展開を見せている事例が多い。
- ⑨ 長らく地域に立地していることの多い社会福祉法人の農業分野への進出では、地域社会や周囲の農家との結びつきが強い事例が多かったが⁽⁸⁾、特例子会社の場合は、その歴史が浅いこともあり、親会社グループとの結びつきは強いものの、地域社会では独立性が高い事例が多い。ただし、前述のように、農作業の請負を行っている企業では地域の農家との深い結びつきが構築されつつあり、地域の農家や社会福祉法人との連携を始めたり計画している企業も出て来ている。
- ⑩ 社会福祉法人では露地野菜等の土地利用型農業を行っている事例が多く見られるが、特例子会社では施設型農業が圧倒的に多い。この点は、農地法上の扱いの違いも要因の一つとして考えられる。社会福祉法人の農地取得については、従来より農地法の例外措置として認められてきたが、平成21年の農地法の改正により、特例子会社についても農地を借り入れることができるようになった。このため、今後は、社会福祉法人だけでなく、特例子会社においても土地利用型農業への参入が期待されるところである。

（イ）特例子会社が農業分野へ進出する場合の強み

今回の分析からは、特例子会社が農業分野へ進出する場合の強みとしては以下の点が明らかになった。

- ① 親会社グループから資金が出されているケースが多く、収支の赤字補填、初期投資への資金供与等で、それが活用されており、経営が安定するまでの間の資金繰りが容易である。
- ② 親会社グループの営業ノウハウ、人的なコネクション等を生産された農産物の販売促進、販路拡大の局面で活用が可能である。
- ③ 農産物の販路として親会社グループの社員、社員食堂、ノベルティグッズ等が期待できる。
- ④ 親会社グループの信用力を背景に、企業側が必要としている能力を持っている人材の確保が容易である。

（ウ）特例子会社の農業分野への進出における課題

さらに、今回の分析結果からは、農業分野への進出において、社会福祉法人とは異なる特例子会社特有の課題として以下の点が明らかになった。

- ① i) 社会福祉法人のように福祉サイドからの資金面での支援がなく、また、農業サイドからの支援を受けるには農業生産法人や認定農業者になる必要があるため、あまり支援を受けている事

例がないこと、ii) 障害者の作業能力の差にかかわらず、全員に最低賃金以上の賃金を支払う必要があること、iii) 障害者の人数と能力に見合った生産体制を構築できていないこと、iv) 障害者への指導や労務管理のための一般職員の雇用も必要であること等から、収支をまだ黒字化できていない企業が多い。

このため、収支の赤字相当額を親会社グループからの資金援助で補填している企業が多く、親会社グループから独立採算を求められている企業もある。

- ② 新たに農業分野に進出する際に、特例子会社の一般職員に農業技術に関する知識がないのは、社会福祉法人と同様である。ただし、前述のように支援にコストがかかり、生産技術が不十分なケースでは、収量や品質が向上せず、それらが収支改善の阻害要因になっている。
- ③ 自ら農産物を生産している特例子会社では、生産活動が本格化するにつれて、それに見合った販路の確保で苦勞している例が多い。この点は、水耕栽培でより顕著にみられる。
- ④ 特例子会社の幹部が障害者とは関係の希薄なセクションで働いていたようなケースでは、会社設立当初に障害への理解や障害者の扱いで困難を抱えるケースがみられる。

5) 今後の取り組み方向

特例子会社の農業分野への進出は、まだ歴史も浅く、過渡期と言える状況にあり、特例子会社特有の課題も多いが、今後の取り組み方向として以下が考えられる。

- ① 水耕栽培、施設園芸における障害者の人数と能力に見合った作業と販路の確保。露地野菜作、農作業請負における作業の平準化と農閑期の収益向上のための複合部門、多角部門の導入等
- ② 人材や販路確保の面での親会社グループとの無理のない連携、相互依存関係の構築
- ③ 農家や社会福祉法人と連携した生産・販売の拡大、農業技術の習得、障害への理解とそれを踏まえた障害者への指導

これらを実現し、赤字の状況から脱却する特例子会社が増えてくれば、社会福祉法人と同様に、特例子会社についても農業分野への進出を後押しする環境は整っているので、成功事例をモデルにして、農業分野に進出してくる特例子会社は増加する可能性がある。また、今回、調査対象とした企業は、いずれも既に地域の障害者も含めた雇用創出の面では貢献していたが、その多くが、今後、地域の農家や社会福祉法人等と有機的に結びつこうとしており、将来的には地域の経済社会の維持・再生に広く貢献していくことが期待できる状況にあった。

農業サイドとしても、このように農業の担い手となり、地域の経済社会への貢献が期待できる特例子会社については、社会福祉法人と同様に、農業に関する知識や技術の取得、農業を行える専門スタッフの確保、農家や社会福祉法人との連携のコーディネートといった面で積極的に支援を行っていく必要がある。

注

- (1) 近年、「害」という字が不適切ということで「障がい者」、「障碍者」と記述するケースも見られるが、この件については、今まで意識していなかった負のイメージを逆に意識させる、意識過剰である等の意見も当事者にある。本報告では、このような賛否両論の状況も踏まえ、また、そうした書き換えを行ったとしても制度や固有名詞に関して「障害者」という表記を使わざるを得ない部分も散見されることから、混乱を避けるために「障害者」という表記で統一することとした。
- (2) 1976年に、障害者雇用促進法により、従業員の1.8%以上（法定雇用率）の障害者雇用が義務化されている。
- (3) 中島隆信〔6〕 pp. 203-205参照。
- (4) 社会福祉法人の農業分野への進出状況に関する分析結果については、農林水産政策研究所〔5〕を参照。
- (5) このため、社会福祉法人では、障害が比較的重い人も農作業に従事しているが、特例子会社では職員のサポートをあまり必要としない障害の比較的重い人の割合が高い傾向。
- (6) 社会福祉法人では、最低賃金を大幅に下回る低い工賃（障害者の労働に対する報酬）しか支払えない事例が散見される一方、特例子会社では、最低賃金が支払われているため、障害者にとっては生活のクオリティを上げる

ことが可能である反面、最低賃金に見合う仕事ができる障害の比較的軽い人の割合が高い傾向。

(7) 社会福祉法人の障害種類別の利用者の内訳については、農林水産政策研究所〔5〕p.1、第1表を参照。

(8) 農林水産政策研究所〔5〕pp.3-5を参照。

【引用・参考文献等】

〔1〕大阪障害者雇用支援ネットワーク(2008)『農業が作るふくし・ろうどう 農業分野における職域の可能性と展望』

〔2〕高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立、運営等に関する調査研究』

〔3〕濱田健司(2010)「農村地域における農の福祉力を活かした新たな障がい者雇用ビジネスモデル」『共済総研レポート2010年8月号』

〔4〕厚生労働省(2011)「障害者の雇用・就労の現状と今後の展開について」

〔5〕農林水産政策研究所(2011)『農業分野における障害者就労と農村活性化－社会福祉法人、NPO法人、農業生産法人の活動事例を中心に－』(農村活性化プロジェクト研究資料第3号)

〔6〕中島隆信(2011)『障害者の経済学(増補改訂版)』東洋経済新聞社

〔7〕高齢・障害者雇用支援機構(2012)「障害者雇用事例リファレンスサービス」(<http://www.ref.jeed.or.jp/>)

参考表 特例子会社の農業活動等の取組状況

		露地野菜＋施設園芸	水耕栽培		水耕栽培＋特用林産物＋露地野菜	農作業請負
		タマアグリ ①	ハートランド ②	クボタサンベジファーム ③	センコースクールファーム鳥取 ④	ひなり浜松事業所 ⑤
所在地		福岡県筑後市	大阪府泉南市	大阪府河南町	鳥取県湯梨浜町	静岡県浜松市
子会社認定 年月		2009年6月	2008年3月	2011年2月	2011年1月	2010年5月
	経過	法定雇用率達成および社会貢献が目的	グループ内で2番目の特例子会社(農業専門)	グループ内で2番目の特例子会社(農業専門)	地域貢献、親会社事業の鳥取県進出	農業専門の事業所として設立
親会社(事業内容)		タマホーム (住宅建設・販売)	コクヨ (文房具製造)	クボタ (農業機械製造)	センコー (物流)	伊藤忠テクノソリューションズ (コンピューターネットワークシステム販売・保守)
	本社所在地	東京都港区	大阪市東成区	大阪市浪速区	大阪市北区・東京都港区	東京都千代田区
	従業員数	3,024	4,991	9,647	8,308	7,180
	障害者雇用率	1.8%未満	2.0%以上	2.0%以上	1.8%以上	1.8%以上
	立地条件	市街地に近接、耕作放棄地あり	農業公園・施設団地内	農業地域	廃校(小学校)利用	市街地と農地が混在
	社長の経歴	社外から (銀行退職後、地元商工会勤務)	親会社から (営業部門、初代) (開発部門、2代目)	親会社から (総務部門)	親会社から (営業・企画部門)	親会社から (コンピュータ関連)
事業規模等	資本金(万円) ＜全額 親会社＞	4,000	100	1,000	1,000	3,000 (他事業所分を含む)
	障害者雇用数	16 (うち農業11)	8	12	26	14
	その他の従業員数 パート等(外数)	6 —	5 2	4 7(地元から雇用)	14(うち高齢者11) —	5 —
	農地規模(a)	356	42	35	×	×
	農地権利取得	○特定貸付	○分譲買入 (農業生産法人)	○借入 (農業生産法人)	×(廃校を借入)	×
	施設・機械等	ハウス21a、トラクター、管理機等	水耕施設(1棟、28a)	水耕施設(1棟、25a)	水耕施設(6棟、20a)	選別作業所等
事業内容	農産物生産	野菜(ハウス、露地) (レタス、アスパラガス等)	水耕栽培 (サラダほうれんそう主)	水耕栽培(野菜9種)	水耕栽培(野菜4種)、 菌床キノコ(2種)	×
	主な農産物販路	流通業者(契約販売)、卸売市場、農協	スーパー等 (契約販売)	スーパー等 (契約販売等)	地方市場の荷受会社 (契約販売)	×
	農作業請負	×	×	×	実施予定	○(6件の農家・法人)
	農業以外	印刷業	×	×	×	×
親会社からの支援等	社内融資(運転資金等)	○	○	○	○	○
	商品等買い上げ	○ 催事配布物(米、野菜等)	○ 一部が親会社食堂へ	○ 親会社・社員食堂 (売上の10%未満)	×	— (販売なし)
	出向者等の入件費補助	×	○(一部)	○(一部)	○(一部)	○(全額)
	親会社のメリット	納付金削減、外部委託費削減、社会貢献	社会貢献	社会貢献	社会貢献	法定雇用率達成、社会貢献
	収支状況	事業拡大で赤字削減へ	黒字(経常収支)	赤字	事業拡大で赤字削減へ	親会社からの持ち出しに依存
	事業拡大意向	拡大指向 (障害者雇用の拡大とそれに見合った事業拡大)	拡大指向 (福祉施設と連携した販売拡大)	病害発生があり、当面は施設規模に見合った生産体制の確立	拡大指向 (農家、加工業者、福祉施設等と連携した事業拡大)	現状維持 (請負作業の需要は拡大傾向)
	福祉事業所との関係	福祉事業所等10組織による支援者会議を毎月開催	福祉事業所の施設外就労を受け入れ、福祉事業所と連携した生産・販売事業拡大を計画	福祉事業所からの実習生受	福祉事業所と連携した生産・販売事業拡大を計画	制度利用により行政の紹介で福祉事業所からジョブコーチ派遣
	販売目標額(万円)	2,000 (野菜)	—	当面3,000、 将来的には5,000	6,000	障害者給与に見合う作業量確保

資料：農林水産政策研究所調査(2011～2012年)および既存調査報告書等により作成。